**秘密保持契約書（案）**

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学（以下、「甲」という。）と〇〇株式会社（以下、「乙」という。）とは、〇〇の検討（以下、「本検討」という。）のために、甲乙相互に開示する情報の秘密保持に関して、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第１条（秘密情報）

１．本契約において「秘密情報」とは、本検討のために当事者の一方から他方の当事者に秘密であることが表示又は明示されて開示される営業上及び技術上の一切の情報をいうものとする。

又、「開示者」とは,秘密情報の開示を行う当事者をいい、「受領者」とは、開示者から秘密情報の開示を受ける当事者をいうものとする。

２．前項の開示は、書面・図面・記憶媒体､現品等の有体物による開示か、口頭、視覚、通信等の無体物による開示かを問わない。ただし､口頭等の無体物による秘密情報の開示の場合には、開示者は、開示後３０日以内に、別途書面により、当該秘密情報の内容を特定し受領者に通知しなくてはならない。

３．前２項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを受領者が明らかにした情報は、本契約で定義された秘密情報にはあたらないものとする。なお、法令により開示が義務付けられ、司法又は行政の命令に基づいて開示の要求がなされた場合には、受領者は、その旨を開示者に書面により相応の期間をおいて通知することを条件に、当該開示を求める者に限り開示することができる。

（１）受領者が開示者より開示されたとき、既に自ら所有していた情報。

（２）受領者が開示者より開示されたとき、既に公知、公用となっていた情報。

（３）受領者が開示者より開示された後、受領者の故意又は過失によらず公知公用となった情報。

（４）受領者が開示者より開示された後、受領者が正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報。

（５）受領者が秘密情報に依拠することなく、独自に開発又は作成した情報。

第２条（秘密情報の交換）

１．本検討のために秘密情報の交換を行う期間は、本契約の締結日に関わらず　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

２．甲及び乙は、前項の期間満了までに本検討の結果を相互に交換する。

第３条（秘密情報の管理）

１．甲及び乙は、本契約の存在、本契約の内容及び本契約に基づいて相手方から開示を受けた秘密情報について、秘密に保持し、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、これを第三者に開示、漏洩してはならない。

２．甲及び乙は、秘密情報を本検討のためにのみ使用し、開示者の書面による事前の同意を得ることなく、これを他の目的に使用してはならない。

３．甲及び乙は、本検討に携わる必要最小限の自己の役職員等のみに、秘密情報を開示するものとする。なお、甲及び乙が、本検討を行うために開示者の書面による事前同意を得て第三者に秘密情報の開示を行う場合には、当該第三者をして本契約に定められた義務と同一の義務を負わせるとともに、これらの者と連帯して開示者に対し責を負うものとする。

４．甲及び乙は、本検討の達成に最低限必要となる範囲において、秘密情報を複製又は複写することができるものとする。

第４条（秘密情報の返却）

甲及び乙は、本契約が終了したとき、秘密情報が不要となったとき、又は開示者からの請求が

あったときには、直ちに秘密情報を含んでいる書面・媒体等及びそれらの複製物又は複写

物を開示者に返却・提供しなくてはならないものとし、以降秘密情報を使用しないものとする。

ただし、返却について開示者から別途の指示がある場合には、当該指示に従うものとする。

第５条（発明等の帰属）

1. 甲及び乙は、本検討達成の過程及び結果において秘密情報に関連し発明、考案、意匠の創作、

プログラム等の知的財産（以下、「発明等」という。）が生じた場合には、遅滞なく

その旨を相手方に書面をもって通知し、その扱い等について協議のうえ定めるものとする。

２．甲及び乙間に別段の合意がなされる場合を除き、発明等の帰属等については、以下の通りとする。

（１）甲又は乙が単独でなした発明等は、それぞれ甲又は乙の単独所有とする。

（２）甲及び乙が共同でなした発明等は、甲と乙の共有とし、その詳細は、甲乙協議のうえ締結する共同出願契約書にて定めるものとする。

第６条（契約の解除・損害賠償）

甲又は乙が本契約の規定に違反した場合には、相手方は、本契約の解除、秘密情報の使用の差し止め、信用回復の措置等、を求めることができる。本契約の解除等は、損害賠償の請求を妨げない。

第７条（契約期間）

1. 本契約は、第２条所定の秘密情報交換期間の満了後〇年間有効に存続する。なお､甲及び乙は、特定の秘密情報について別途の秘密保持期間に合意する場合は、それに従うものとする。
2. 前項に規定にかかわらず第３条３項なお書、第４条乃至第６条及び第８条は、本契約終了後も

有効に存続するものとする。

第８条（誠実協議）

1. 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義を生じた場合は、甲及び乙は、誠意をもって協議のうえ、解決を図るものとする。
2. 前項の協議よる解決が得られず、裁判による解決を行うときは、山口地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

甲： 山口県山陽小野田市大学通一丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 理事長　　　　　　　　　 印

　　　　　　　　　　　　　　　 乙： 住所

 組織名

 氏名　　　　　　　　　　 印